

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(民間賃貸住宅計画修繕普及事業(断熱性能向上・遮音対策改修普及支援等事業))
についての公示

令和4年6月3日
国土交通省住宅局長 淡野 博久

次のとおり、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(民間賃貸住宅計画修繕普及事業(断熱性能向上・遮音対策改修普及支援等事業))について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

民間賃貸住宅計画修繕普及事業(断熱性能向上・遮音対策改修普及支援等事業)

(2) 事業目的

本事業は、民間賃貸住宅における断熱性能向上や遮音対策のための改修工事の普及に係る事業や、賃貸住宅所有者が建物の点検や修繕が必要な時期を確認するためのチェックシートの改訂を行う者に対し、国が必要な費用を補助することで、民間賃貸住宅における計画的な維持修繕や性能向上の取組を推進し、これにより子育て世帯等が安心して居住できる、良質で長期に使用可能な民間賃貸住宅ストックの形成を図ることを目的として実施する。

(3) 事業内容

断熱性能向上や遮音対策のための改修工事に関する大家向けガイドブックの作成及び「賃貸住宅の修繕・点検時期のセルフチェックシート」の改訂に関する事業を対象とする。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

補助金交付決定通知の交付決定日から令和5年3月20日(月)まで

2. 補助事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

・本事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 技術能力に関する要件

・民間賃貸住宅における省エネ性能向上等のためのガイドブック作成に関する実績や修繕にかかるセルフチェックシート改訂に関する実績又はその知見や知識を十分に有すること。

(3) 守秘性に関する要件

・提案者の規定等において、補助対象事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

(4) 本事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

・本事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当) 山口

電話 03-5253-8111(内線39954)

電子メール yamaguchi-k2y6@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和4年6月3日（金）から
令和4年7月4日（月）18時00分まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで事前連絡を行い、手渡し、FAX、電子メールのいずれかの方法により交付する。
- (3) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - ①期限 令和4年7月4日（月）18時00分まで（必着）
 - ②場所 上記3（1）の担当部局
 - ③方法 上記3（1）の担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は4部（正本1部、副本3部）、FAX又は電子メールの場合は1部（必ず着信を確認すること）。

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため以下に従うこと。
 - ①提案書の担当者を複数名含めた送信とすること
 - ②メール件名または文中に、本補助事業の提案書提出である旨を明記すること
- ※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
 - 「Microsoft Word 2016」「Microsoft Excel 2016」「Just System 一太郎 11」
 - 「Adobe Acrobat Reader DC」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力20メガバイト以内とすること。

4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、1（3）に掲げる事業ごとに、事業の目的に最も合致した提案書を提出した一者を採択する。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3（1）の担当部局に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 採用されなかった提案書は、原則、破棄する。なお、返却を希望する場合は、提案書を提出する際に、その旨を申し出ること。
- (8) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。
- (9) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。
- (10) 詳細は、別途交付する説明書による。